

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

2024年 06月 18日

静岡県知事殿

提出者

住所 大阪府大阪市北区中之島2丁目2番7号 中之島セントラルタワー9階

氏名 白石工業株式会社

取締役社長 大田雅彦

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

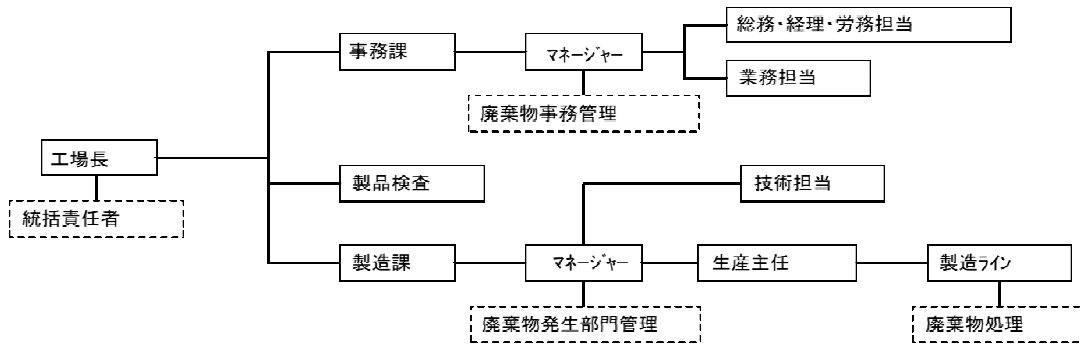
電話番号 06 - 6417 - 3131

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	白石工業株式会社 不二工場		
事業場の所在地	静岡県	富士市	富士市中之郷1212
計画期間	2024/4/1 ~ 2025/3/31		
当該事業場において現に行っている事業に関する事項			
① 事業の種類	化学工業		
② 事業の規模	2023年度製品売上高 633百万円		
③ 従業員数	26名		
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙		

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状

【前年度（令和 5年度）実績】

産業廃棄物の種類	排出量
汚泥（泥状のもの）	5,004.530 t
廃プラスチック類	22.750 t
木くず	11.360 t
ゴムくず（天然ゴムくず）	9.100 t
繊維くず（天然繊維くず）	2.460 t
ガラスくず	1.000 t
	0.000 t
	0.000 t

（これまでに実施した取組）

製造工程の改善による歩留り向上で溶解残渣量を減少させる。
また、土壌改良用の中和製品や生コン圧送用先行剤原料として販売し、産業廃棄物としての排出量を減少させる。

【目標】

産業廃棄物の種類	排出量
汚泥（泥状のもの）	6,000.000 t
廃プラスチック類	25.000 t
木くず	10.000 t
ゴムくず（天然ゴムくず）	1.000 t
繊維くず（天然繊維くず）	2.000 t

②計画		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	1.000 t
		蛍光灯	0.020 t
		廃電池類	0.010 t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>製造工程を改善による歩留り向上で溶解残渣量を減少させる。 また、土壌改良用の中和製品や生コン圧送用先行剤原料として販売を継続し、更に需要先を拡大し、産業廃棄物としての排出量を減少させる。 マニフェストでは、廃蛍光管は、金属屑、ガラス屑、廃電池類は、金属屑、汚泥に種別されているが、計画書、報告書では、廃蛍光管、廃乾電池に統一しています。</p>		
産業廃棄物の分別に関する事項			
	①現状	<p>(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>汚泥、廃プラスチック、木屑、ゴム、繊維屑、ガラス、廃蛍光灯、廃乾電池</p>	
	②計画	<p>(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)</p> <p>継続実施</p>	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

	【前年度（令和 5年度）実績】
--	-----------------

①現状	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	2,349.420 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(これまで実施した取組) プレス機による脱水で水分量を減らしている。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量
	汚泥（泥状のもの）	0.000 t	3,000.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
		0.000 t	0.000 t
(今後実施する予定の取組) 継続実施			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 5年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
	(これまでに実施した取組)	
	②計画	【目標】
産業廃棄物の種類		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
		0.000 t
(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和 5年度）実績】

産業廃棄物の種類	①優良認定処理業者への処理委託量 ②再生利用業者への処理委託量 ③認定熱回収業者への処理委託量 ④認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量				全処理委託量 (t)
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	
汚泥（泥状のもの）	91.280	2,655.110	0.000	0.000	2,655.110
廃プラスチック類	0.000	22.750	0.000	0.000	22.750
木くず	0.000	11.360	0.000	0.000	11.360
ゴムくず（天然ゴムくず）	0.000	9.100	0.000	0.000	9.100
繊維くず（天然繊維くず）	0.000	2.460	0.000	0.000	2.460
ガラスくず	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
<p>（これまでに実施した取組）</p> <p>環境への影響を最小限に抑えるため、発生抑制、再利用に取り組み、再利用できないものは廃棄物として排出するものの処理業者について再生利用業者を出来る限り選択し委託処理を行っている。</p>					

①現状

産業廃棄物の種類	【目標】				
	① (t)	② (t)	③ (t)	④ (t)	全処理委託量 (t)
汚泥（泥状のもの）	0.000	3,000.000	0.000	0.000	3,000.000
廃プラスチック類	0.000	25.000	0.000	0.000	25.000
木くず	0.000	10.000	0.000	0.000	10.000
ゴムくず（天然ゴムくず）	0.000	3.640	0.000	0.000	3.640
繊維くず（天然繊維くず）	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	0.000	1.000	0.000	0.000	1.000
蛍光灯	0.000	0.020	0.000	0.000	0.020
廃電池類	0.000	0.010	0.000	0.000	0.010
（今後実施する予定の取組） 環境への影響を最小限に抑えるため、発生抑制、再利用に取り組み、再利用できないものは廃棄物として排出するものの処理業者について再生利用業者を出来るだけ選択し委託処理を行っている。 *金属屑は売却のため産廃計画から除外しています。					
※事務処理欄					

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙

—▶ 廃棄物の流れ
 ----- 委託処理処分の範囲

